

令和 6 年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金に係る補助金の減額に関する
事務処理要綱

令和 6 年 3 月 2 9 日 5 福祉高施第 1 5 5 1 号

1 目的

この要綱は、令和 6 年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱（令和 6 年 3 月 2 9 日付 5 福祉高施第 1 5 5 0 号。以下「交付要綱」という。）3（5）に該当する場合において、補助金の一部を交付しない場合（以下「補助金の減額」という。）の基準、手続等に関し必要な事項を定め、補助金の適正な執行を確保することを目的とする。

2 対象施設

この補助金の減額となる対象施設は以下のとおりとする。

- （1）令和 4 年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱（令和 4 年 3 月 1 1 日付 3 福保高施第 1 7 3 9 号）（以下「令和 4 年度交付要綱」という。）5 に基づくサービス評価・改善計画加算を実施しない施設
- （2）令和 4 年度交付要綱 1 3 に基づく財務情報等の公表を実施しない施設

3 減額の対象年度

令和 6 年度

4 減額方法

交付要綱付表 3－2 評価加算「努力・実績加算」の補助額のとおり

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 令和 4 年度途中に新規に開設した施設においては、別表中「サービス改善計画・実施状況の公表」は適用しない。